

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	環境厚生常任委員会	会議場所 第3委員会室	
		担当職員 坂田	
日 時	平成26年3月7日(金曜日)	開 議	午後 1 時 3 0 分
		閉 議	午後 4 時 4 1 分
出席委員	立花 ○眞継 苗村 酒井 井上 藤本 西口 竹田		
理事者出席者	坂井病院事業管理者 野中管理部長 佐々木病院総務課長 西田環境市民部長 中川環境市民部担当部長 吉村環境政策課長 塩尻環境政策課担当課長 中西環境政策課副課長 辻村環境クリーン推進課長 吉田保険医療課長 山口保険医療課副課長 正心国保給付係長 小川健康福祉部長 木曾健康福祉部担当部長 俣野地域福祉課長 秋山地域福祉課担当課長 広瀬子育て支援課長 桜井障害福祉課長 中村障害福祉課担当課長 松村障害福祉課副課長 玉記高齢福祉課長 大矢健康増進課長		
事務局	阿久根副課長 坂田		
傍聴者	市民 - 名	報道関係者 - 名	議員 - 名()

会 議 の 概 要

1 開議

2 事務局日程説明

3 議案審査

[理事者入室] 市立病院

< 病院事業管理者 >

あいさつ・概要説明

(1) 第 6 5 号議案 平成 2 5 年度亀岡市病院事業会計補正予算 (第 2 号)

< 病院総務課長 >

資料に基づき説明

～ 1 3 : 4 2

[質疑]

< 苗村委員 >

3 月中に契約をするということだが、市内業者を含めた対応になるのか。

< 病院総務課長 >

市内業者では対応が難しい場合がある。今後検討する。

< 藤本委員 >

入札による契約か。対象は市内業者だけでないのか。

< 病院総務課長 >

指名競争入札を考えている。市内で対応できる業者があれば選定する。登録業者をこれから確認する。

< 眞継委員 >

病院の電源確保には、無停電装置のバックアップが設備されていると思うが、今回設置の太陽光パネルと医療関係の電源は別系統か。

緊急時には、相互的に電力供給ができるのか。

< 病院総務課長 >

電源は医療関係とは別系統。病院は高圧電力のため、今回設置の家庭用低圧電力とは交換できない。

京都府から逆流しないよう指導されている。別系統で1階ホールだけに流すように考えている。

[理事者退室]

～ 1 3 : 4 6

[理事者入室] 環境市民部

< 環境市民部長 >

あいさつ・概要説明

(2) 第 5 8 号議案 平成 2 5 年度亀岡市一般会計補正予算 (第 5 号)

< 担当課長 >

資料に基づき順次説明

～ 1 4 : 0 7

[質疑]

< 井上委員 >

P 4 1、浄化槽設置整備事業の目標 1 0 7 基に対して、実績が 1 6 基だが、主な要因と今後の方向性は。

< 環境政策課長 >

水洗化事業全体の地域計画で定める数値を目標にしている。個人の経済事情もあり事業実績が上がらない。昨年度は 1 0 3 基の目標に対し 9 基であったが、広報強化と上乗せ補助により、昨年に比べ 1 7 7 . 8 % 増加した。

< 井上委員 >

実情に応じた数値を目標とし、更なる上乗せ補助も検討するなど実りのある数字にしていきたい。

< 藤本委員 >

目標設定と実情が乖離している。毎年度の実績が 1 桁や 2 桁なのに何故 3 桁の目標を掲げるのか。

< 環境市民部長 >

2 6 年度まで 5 年間の地域再生計画補助金である。前計画時には 5 年間で約 2 0 0 基の進捗が計れた。その時点の経済情勢で見込んだ計画数値である。しかしその後リーマンショック等があり伸び悩んでおり、昨年から市独自の上乗せ補助を行ったが、このような実績である。次年度以降はこのことも踏まえながら普及啓発に努める。

< 苗村委員 >

P 3 5、老人医療助成経費の対象者は何名か。また今後の方向性は。

< 保険医療課長 >

市全体で 7 0 歳到達の月平均は 1 0 0 人。今回の臨時特例事業対象者はマル老と同じ所得要件のため、対象人数は個々の所得を見ないと分からない。現在マル老の対

象者で70歳に到達される方は平均40人で、引き続き所得要件を見て臨時特例事業の対象になる。今後の65～69歳までの助成制度について、府と市町村で26年度中に方向性を検討する。

～ 14 : 14

(3) 第59号議案 平成25年度亀岡市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
<保険医療課長>
資料に基づき説明

～ 14 : 28

[質疑]

< 苗村委員 >

現在の基金残高は。

< 保険医療課長 >

1億7258万円。

< 井上委員 >

基金はいつ頃まで持つのか。

< 保険医療課長 >

26年度当初予算に関わるが、歳入歳出を見込むとかなり厳しい。基金のほとんどを取り崩さないと現在の保険料率では穴埋めができない。持ちこたえることが難しい基金残高である。

< 井上委員 >

取り崩しが無くなればどうなるのか。

< 保険医療課長 >

保険料率を据え置くなれば基金がなくなり、基金を残しておこうとするならば保険料率を引き上げる必要がある。

～ 14 : 31

(4) 第52号議案 亀岡市循環型社会推進条例の一部を改正する条例の制定について

< 環境クリーン推進課長 >

資料に基づき説明

～ 14 : 37

[質疑]

< 井上委員 >

受益者負担の考え方だと思うが、経費がかかるから受益者負担を上げることになったのか。審議の経過は。

< 環境クリーン推進課長 >

資料P1、年々くみとり量が減少し経費増加のため、見直しが必要である。

< 苗村委員 >

1リットルが15円になると、18リットルだと値上げになるが、きめ細かく1リットル単位になれば、18リットル以下の件数はどれくらいか。

< 環境クリーン推進課長 >

通常一般家庭のくみとり量で18リットル未満はない。

～ 14 : 39

(5) 第 75 号議案 亀岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
< 環境クリーン推進課長 >
資料に基づき説明

～ 14 : 55

[質疑]

< 苗村委員 >

賦課限度額引き上げにより 500 万円増となるが、応能分のみ増なのか、応益分に影響しないのか。

< 保険医療課長 >

影響ない。

< 苗村委員 >

法定軽減拡大の対象世帯数は。

< 保険医療課長 >

システム改修がまだなので把握できない。予測では現在の法定軽減対象世帯 47 % に対し、拡大により約 52 % になる。5 割軽減基準や 2 割軽減基準については試算が難しい。

< 立花委員長 >

医療分は従来のまま変更ないが、支援分と介護分について限度額にかかる所得額は。また 3 人世帯と 2 人世帯について、先程説明の額が限度額と理解したら良いか。14 万円から 16 万円になる所得のボーダーラインは。

< 保険医療課長 >

世帯により影響が出る所得額が変わる。後期高齢者で 2 人世帯なら所得が 639 万円から限度を超える。3 人世帯では所得が 744 万円以上で限度に達する。支援分の 2 人世帯なら影響が出るのは所得 673 万円から限度が 778 万円。介護分で 3 人世帯の場合は影響が出るのは所得 406 万円から限度が 490 万円。2 人世帯では影響が出るのは所得 442 万円から限度が 525 万円となる。

< 藤本委員 >

基金も無く維持するなら値上げしかない。地方財政ではどうしようもなく、国との負担率を考えないといけない。

[理事者退室]

～ 15 : 01

< 休憩 15 : 01 ~ 15 : 10 >

[理事者入室] 健康福祉部

< 健康福祉部長 >

あいさつ・概要説明

(6) 第 58 号議案 平成 25 年度亀岡市一般会計補正予算 (第 5 号)

< 担当課長 >

[質疑]

< 井上委員 >

P 35、障害者福祉サービス事業について、A型事業所増加の詳細は。

< 障害福祉課長 >

名称「たのしくはたらく」、法人「株式会社みんなではたらく」、場所は東本梅町大内で平成25年5月から実施している。作業内容は農作業を取り入れた就労である。A型は就労支援事業で一般就労が難しい方に福祉就労する内容で雇用契約を結ぶ形であり、B型は雇用契約なしで就労する形である。

< 井上委員 >

A型事業所増加の新たな2カ所はどこか。

< 障害福祉課長 >

就労支援とは別で児童デイサービスの増加である。名称「ヘルパーステーションふれあいハート」、法人「NPO法人アシスト」、場所は篠町森山先で平成26年1月から実施している。もう1件は放課後等デイサービスで名称「なないろ」、法人「合同会社サニーデイカムズ」、場所は追分町藪ノ下で平成26年3月から実施している。

< 井上委員 >

補助率は国1/2、府1/4か。

< 障害福祉課長 >

そのとおり。

< 苗村委員 >

P 33、こども医療費助成経費は予算の1割が減になるが、その原因は何か。

< 子育て支援課長 >

医療費は扶助費のため、当初予算時には最大限で見込んでいる。感染症が流行すれば増加するなど医療費は年により増減する。今年度は通常ベースの決算見込みのためこのような結果となった。

< 苗村委員 >

P 33、障害福祉推進事業について、花ノ木の補助不足分を上限枠内まで増額とあったが補助の基準と上限は。

< 障害福祉課長 >

亀岡市児童発達支援事業補助金交付要綱に基づき交付している。基準額は1296万円を上限として予算枠内で補助しており、当初1080万円で見込んでいたが、執行見込みで限度額まで認められるため補正増をしている。基準としては平成14年度実績の算出根拠等で試算を行い設定している。

< 苗村委員 >

就学前の子ども療育教室補助単価は国庫分か。

< 障害福祉課長 >

発達事業の人員配置基準を国が基準を設けている。受入定員数10名に対して、管理者を除いた補助者2名の合計3名が最低基準である。この基準を超えて手厚く人員の確保をいただいている事業所に市単費で補助を行っている。花ノ木は11名が従事していただいております、その差額分を市単費で補填している。

(7) 第 6 2 号議案 平成 2 5 年度亀岡市介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)
< 高齢福祉課長 >
資料に基づき説明

~ 1 6 : 0 9

[質疑]

< 苗村委員 >

P 1 2、介護サービス等諸費減額の要因はなにか。また施設介護療養型から医療型への転換について、国の方針は医療型療養病床は削減方向と認識していたが、現状はどうか。

< 高齢福祉課長 >

いきいき長寿プランの 3 年間給付費の推移に基づいて予算要求している。プランの中のサービスができていないこと、事業所が参入されてないことにより、月平均 1 9 4 名の計画が 1 2 月末で月平均 1 4 0 名程度であることなどが減額の理由である。介護療養型は廃止の方向で進んでおり、亀岡病院とシミズ病院が医療型に転換したが、ムツミ病院が 7 0 床残っている。国の方針は廃止で進んでいるが、一部で復活という報道も聞く。ムツミ病院の転換は難しいと聞いており状況を見ていきたい。

< 苗村委員 >

定期循環型の実施に向けてどのような検討をしたのか。

< 高齢福祉課長 >

平成 2 4 年度からのサービスであり、広い市域でサービスを行うと事業者コスト部分が難しく、全国的に広がらない。事業者と話をしているが、なかなか手を挙げていただけない現状である。

< 苗村委員 >

歳入 P 4、介護保険料の減額について、詳しく説明を願う。

< 高齢福祉課長 >

全体の補正減額が、4 億 7 8 1 2 万 4 0 0 0 円で特別徴収分 1 9 %、普通徴収分 2 %の減額。

< 健康福祉部担当部長 >

介護保険の給付は、1 0 0 %のうち半分が国・府・市の公費で、半分は保険料である。保険料は 2 種類あり、6 5 歳以上が 2 1 %、4 0 ~ 6 4 歳が 2 9 %である。歳入と歳出をイコールにしなければならないので総額の給付が減ると比率で減る。ただ決算時にもう少し保険料が入る可能性はある。

< 苗村委員 >

特別徴収の保険料は年金天引きで入る。実際に減額するわけでないのか。

< 健康福祉部担当部長 >

予算の形式としての措置で、最終的に決算繰越額で計上される。保険料が最終的にプランより少なかったり、サービスを受ける人が少なければ 3 年後に保険料が余り、それを使って次の 3 年間の保険料を計算する。

< 立花委員長 >

3 月補正はバランスシートの中で減額がされる。

[理事者退室]

~ 1 6 : 1 9

< 竹田委員 >

議論をするときには、その制度をしっかりと見た上で行わないといけない。理事者は根拠を示しており、その根拠がないと言うならば、しっかりと根拠を出さないといけない。文言の聞き違いで聞くことや分からないことを質疑することはあるが、それはおかしいという言い方はどうかと思う。委員会としてしっかりしなければならない。

<立花委員長>

介護保険については、昨年度も同じような減額補正があった。分からないということであれば勉強をする必要がある。

<井上委員>

分からないことを聞くのは当然である。竹田委員は知っているかもしれないが、私は環境厚生常任委員会は初めてである。

<竹田委員>

ここは常任委員会である。井上委員は委員会をどう考えているのか。初めてだから分からないということではいけない。事前に資料は配付されているので、しっかりとしなければならない。

<苗村委員>

給付費減額について、定期循環型等ができてないと説明された。その根拠は質疑の中で明らかになったわけで、それについてどうしていくのかは質疑をしていけばよい。保険料は年度年度で見えていく必要がある。委員により質疑の差があるので、常任委員会だからというのはやめたほうがいい。

<竹田委員>

常任委員会だからしっかりした論議をしなければならない。理事者の答弁で的確な答えが返っているのに、分からないと言ってしまうのは良くない。

<立花委員>

理事者からの説明について、質疑をしたらいいが、受け止め方が個人により多少違いがあるので、委員会全体として研修していくことも考えていきたい。自由討議はこれで終了する。

4 討論～採決

[討論]

<苗村委員>

第52号議案について詳しくは本会議で述べるが、消費税増税など色々値上げがされる中で、経費の問題での値上げは納得できないので反対。第75号議案については、検討が必要で国の根本的な負担を増やせということに尽きるが、限度額が引き上げられ、国保料が値上げになり反対。

<藤本委員>

第75号議案は、限度額を上げて国保料の収入を増やしたい思いもわからなくない。国が負担を増加して見直しができればいいが、市としてはやむを得ないので賛成。第52号議案もくみとり量が減少するばかりで仕方がない。反対すべきでなく賛成。第58号議案の浄化槽も過去5年間で200基を超えたこともあるが、目標と実績の隔たりがある。原因は個人の経済事情であるが、もう少し推進を頑張るなど努力が必要であるが、おおむね賛成とする。

[採決]

第52号議案	挙手	多数	可決
第58号議案	挙手	全員	可決
第59号議案	挙手	全員	可決
第62号議案	挙手	全員	可決
第65号議案	挙手	全員	可決
第75号議案	挙手	多数	可決

<立花委員長>

委員長報告について、意見がなければ委員長において案を作成し次の委員会で確認願う。藤本委員の浄化槽についての意見は文言に入れることとする。

<全員了>

散会 ～ 16 : 41